

○山形県資源管理方針の変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき、山形県資源管理方針を次のように変更し、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき公表する。

令和 8 年 4 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

山形県資源管理方針

第 1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

山形県は日本海北部に位置し、海岸線が単調で冬期間北西の季節風にさらされる海域であるため、養殖業は発展せず、従来から漁船漁業が主体となっている。200 海里時代を迎えるまでは中型さけます流し網漁業等の沖合漁業が中心だったが、現在は、いか釣り漁業、ベにずわいがにかご漁業以外には実質的な沖合漁業の操業は行われておらず、小型底びき網漁業、さし網漁業、はえなわ漁業等の沿岸漁業が主体となっている。

海面漁業は、平成 30 年の生産量で 3,937 トン、生産額は 21.56 億円（農林統計）で、全国的には低位に位置している。また、漁業就業者数は、368 人（2018 年漁業センサス）である。本県の漁業については、漁業者の減少や高齢化による生産性の低下、温暖化等の環境の変化に伴う魚種構成の変化や漁獲物の高付加価値化などが課題となっているが、今後とも漁業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1および2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁業者の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者により締結された法第 124 条第 1 項の協定を認定し公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び山形県資源管理方針に基づく資源管理の実施

について協力するよう指導するものとする。

第7 山形県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この県資源管理方針についての検討を行うとともに、この県資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)」までに、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 はたはた日本海北部系群」から「別紙2-3 あかがれい日本海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-2 まだい日本海北・中部」から「別紙3-9 いわがき山形県海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業（以下「定置漁業」という。）、漁業法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業のうち、さけ、ます、ぶり、たい・ぶり又はあじ・たなご小型定置漁業（以下「小型定置漁業」という。）、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県まあじ漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、隻数による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る隻数の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
定置漁業及び小型定置漁業	10 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業（以下「定置漁業」という。）
、漁業法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業のうち、さけ、ます、ぶり、たい・ぶり又はあじ・たなご小型定置漁業（以下「小型定置漁業」という。）
、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県まいわし漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、隻数による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る隻数の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
定置漁業及び小型定置漁業	10 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林水産省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

漁業法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、漁業法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業のうち小型定置漁業、山形県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 11 号に規定する張網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 山形県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (法第 121 条第 1 項の規定による広域漁業調整委

員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業をいう。)、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する全ての漁業(1(1)②に規定する漁業を除く。)

- ③ 漁獲可能期間
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで
- ② 県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を山形県くろまぐろ(小型魚)定置漁業に配分し、残りの全量を山形県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県くろまぐろ (大型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

漁業法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業、漁業法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業のうち小型定置漁業、山形県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 11 号に規定する張網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙において「行政機関の休日」という。) は算入しない。) とする。

2 山形県くろまぐろ (大型魚) 漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (法第 121 条第 1 項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業をいう。)、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業 (1 (1) ②に規定する漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を山形県くろまぐろ（大型魚）定置漁業に配分し、残りの全量を山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について

くろまぐろ（大型魚）は、法第26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源である。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

すけとうだら日本海北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、すけとうだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 項に規定する小型機船底びき網漁業のうち同第 72 条第 1 項第 1 号に規定する手繰第一種漁業（以下、手繰第一種漁業という）、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだらを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県すけとうだら漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

手繰第一種漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、隻数による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る隻数の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
手繰第一種漁業	35 隻

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用して行うするめいかの採捕を目的とする漁業、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用して行うするめいかの採捕を目的とする漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、隻数による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る隻数の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻)
総トン数 5 トン未満の動力漁船を使用して行うするめいかの採捕を目的とする漁業	8 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県さば類漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業（以下「定置漁業」という。）、漁業法第 60 条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業のうち、さけ、ます、ぶり、たい・ぶり又はあじ・たなご小型定置漁業（以下「小型定置漁業」という。）及びその他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県さば類漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び小型定置漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、隻数による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る隻数の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻）
定置漁業及び小型定置漁業	10 隻

第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 B 海域

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第 5 号)第 70 条第 2 項に規定する小型機船底びき網漁業のうち同第 72 条第 1 項第 1 号に規定する手繰り第一種漁業及びその他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県ずわいがに漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準と

して、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源

まだら本州日本海北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県まだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まだらの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2項に規定する小型機船及びき網漁業のうち同第72条第1項第1号に規定する手繰り第一種漁業、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだらを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県まだら漁業に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 10)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

山形県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 11)

第 1 特定水産資源

べにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 山形県べにずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

山形県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、べにずわいがにを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を山形県べにずわいがに漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

はたはた日本海北部系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による漁業法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

まがれい日本海系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

あかがれい日本海系群

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 1) 削除

ぶり (令和 7 年 3 月 7 日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙 1 へ規定。)

(別紙 3 - 2)

第 1 水産資源

まだい日本海北・中部

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、中位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 3)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。

また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 4)

第 1 水産資源

ほっこくあかえび日本海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 5)

第 1 水産資源

ひらめ日本海北部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に、資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 6)

第 1 水産資源

あわび類山形県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 10 年間(平成 26 年から令和 5 年まで)の平均値(7 トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 7)

第 1 水産資源

さざえ山形県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 10 年間(平成 26 年から令和 5 年まで)の平均値(69 トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 8)

第 1 水産資源

なまこ類山形県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 10 年間(平成 26 年から令和 5 年まで)の平均値(18 トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 9)

第 1 水産資源

いわがき山形県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を直近 10 年間(平成 26 年から令和 5 年まで)の平均値(64 トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に山形県漁業調整規則等の公的規制を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行われるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。